

介護サービスを利用するまでの流れはどうなってるの?

介護はいつ、何がきっかけで始まるか分かりません。まずはいざという時に備えて、介護の流れを知っておきま

しょう。申請から調査、審査、認定までの各過程を知ることで利用する際の悩みを解決しましょう。

①要介護認定の申請

お住まいの市区町村の窓口で申請できます。



②認定調査・主治医意見書

市の職員や、委託を受けた介護支援専門員が、ご自宅や施設などを訪問し、心身の状態を確認するための認定調査をします。主治医意見書は市区町村が依頼し、医学的な意見を求めます。



③審査・判定

訪問調査と主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で要介護区分について審査、判定をします。

④認定

判定結果をもとに「非該当(自立)」、要支援1・2から要介護1～5までの区分に分けて認定されます。結果が記載された被保険者証がご本人に郵送されます。



⑤介護(介護予防)サービス計画書の作成

要支援1・要支援2は地域包括支援センター、要介護1以上の介護サービス計画書は、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)が作成します。



⑥介護サービス利用の開始

どの認定かで利用できる介護保険のサービスが異なります。

要介護度別の介護保険サービス

■要介護度別のおおむねの状態像と、利用できる介護保険のサービス

	要介護度別のおおむねの状態像	利用できる介護保険のサービス
自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態	介護保険のサービスを利用することはできません。ただし、何らかの生活支援が必要な方については、介護保険とは別の福祉サービスを利用することができます。
要支援 1	日常生活上の基本的動作についてはほぼ自分で行うことが可能だが、掃除など、身の回りの動作の一部に何らかの介助を必要とする状態	在宅サービス及び地域密着型サービス(一部)が利用できますが通院のための乗車・降車の介助など、一部のサービスが利用できない場合もあります。
要支援 2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	在宅サービス及び地域密着型サービスが利用できますが、通院のための乗車・降車の介助など、一部のサービスが利用できない場合もあります。
要介護 1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態	
要介護 2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についてさらに部分的な介護が必要となる状態	在宅サービス、施設サービス及び、地域密着型サービスが利用できます。
要介護 3	日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
要介護 4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	
要介護 5	要介護状態の中で一番重い状態を指し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態	



要介護1～5と認定された方は、結果を記載した被保険者証と一緒にお送りする「指定居宅介護支援事業者一覧」から居宅介護支援事業者を選び、居宅介護サービス計画を作成してもらいます。要支援1、2と認定された方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへご相談ください。



市の職員、ケアマネージャーが訪問し、心身の状態の調査と主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」が、要介護区分について審査、判定します。

